

## 付 議 第 1 号

### 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、知事から、スポーツの振興に関する事項を知事部局で所管することに伴い、補助執行の内容を改めることについて、協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任等規則

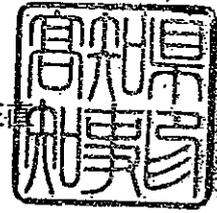
第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (26) 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等をする事。

29 高行管第 11 号  
平成 29 年 4 月 13 日

高知県教育長 田村 壮児 様

高知県知事 尾崎 正直



補助執行の協議について

このことについて、高知県部設置条例（昭和 31 年高知県条例第 41 号）の一部改正によりスポーツの振興に関する事項を知事部局で所管することに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定による事務の補助執行の内容を別紙のとおり改めることについて協議します。

告 示

高知県告示第 号

平成20年11月高知県告示第705号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年4月 日

高知県知事 尾崎 正直

1の(1)の表中「社団法人高知県サッカー協会」を削り、1の(2)中「主たる目的とする法人」を「主たる目的とする法人（スポーツの振興を主たる目的とする法人を除く。）」に改める。

地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案説明

(1) 協議の目的

高知県部設置条例の一部改正により、平成 29 年 4 月 1 日からスポーツの振興に関する事項を教育委員会から知事部局に移管したことに伴い、知事の権限に属する事務の補助執行を行うこととした事務のうち、教育委員会が所管していたスポーツの振興を主たる目的とする法人に係る事務について、元の権限者である知事の権限で行おうとするもの

(2) 協議の内容

- 1 教育次長が補助執行することとされている移行法人（旧制度における公益法人から新制度における一般社団法人等に移行した法人）の監督に係る事務等について、「社団法人高知県サッカー協会」（現在は一般社団法人に移行済）をその対象から外す。

なお、告示別表にはその他のスポーツ関連法人も規定されているがそれらの法人は既に公益法人への移行が完了しており、補助執行に係る具体的な事務が存在しないため、今回の告示改正において特段の措置を講じる必要がない。

- 2 新たに公益法人になろうとする法人の認定等に関する事務について、教育次長が補助執行をするとされている事務の範囲から、「スポーツの振興を主たる目的とする法人」に係る事務を除くことを明確化

地方自治法

第八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行(抜粋)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

1 補助執行させる事務

(1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下この号において「法」という。)の規定により行政庁(法第 47 条に規定する行政庁をいう。)が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア～エ 略

法人の名称
略 社団法人高知県人権教育研究協議会 財団法人旭愛育会 略

(2) 教育(学校教育法(昭和 23 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校(大学及び高等専門学校に限る。)又は私立学校(幼稚園を除く。)であるものに関することを除く。)、学術又は文化(文化財の保護に関することに限る。)の振興を主たる目的とする法人(スポーツの振興を主たる目的とする法人を除く。)及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この号において「法」とい

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の補助執行(抜粋)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり補助執行させる。

1 補助執行させる事務

(1) 次の表に掲げる法人に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下この号において「法」という。)の規定により行政庁(法第 47 条に規定する行政庁をいう。)が行う事務のうち、次に掲げる事務

ア～エ 略

法人の名称
略 社団法人高知県人権教育研究協議会 社団法人高知県サッカークラブ協会 財団法人旭愛育会 略

(2) 教育(学校教育法(昭和 23 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校であって、国立学校、公立学校(大学及び高等専門学校に限る。)又は私立学校(幼稚園を除く。)であるものに関することを除く。)、学術又は文化(文化財の保護に関することに限る。)の振興を主たる目的とする法人及び保育所のみ経営する法人に係る公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下この号において「法」という。)の規定により行政庁(法第 3 条に規定する行政庁を

いう。以下この号において同じ。)が行う事務のうち、次に掲げる事務  
ア～オ 略

う。)の規定により行政庁(法第 3 条に規定する行政庁をいう。以下この号において同じ。)が行う事務のうち、次に掲げる事務  
ア～オ 略